富田林市認知症条例(仮称) 検討シート (20220210改訂版)

追加した文言や項目には下線、削除した文言や項目は取消線を引いています。

条項	見出し	内容	備考 ◎ 内容の説明 □ 重点事項、確認事項	内容の根拠
	条例名称		◎条例の「顔」と言えます。条例本体に定めた理念や制定目的と合致しているか、どの様な意図を込めてその言葉を用いるのか。「やさしいまち(地域)づくり」 7自治体「認知症(の人)とともに」 2自治体「認知症施策推進条例」 2自治体	第1回ワーキング資料「○各自治体の制定状況」
	前文		□認知症のご本人をどう位置付けるか □認知症のご本人の権利や尊厳への言及について □認知症ご本人の「社会参加」や「役割」について。「支援 する側とされる側」という関係から社会をつくる一員である こと。	
第1条	目的	この条例は、認知症に関する施策 (※1) についての基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、関係機関及び地域組織の役割を明らかにし、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症になっても笑顔で暮らせる富田林市を実現(※2) することを目的とする。	※2 どのようなまち (地域) にしたいか	(アンケート)認知症になっても安心して暮らせる地域とは「公的サービスや支援制度が充実」74.0%、「認知症の正しい知識が普及」54.5%、「認知症について気軽に相談できる地域」45.5%
第2条	定義	号に定めるところによる。 (1) 認知症 <u>年齢に関わらず、脳血管疾患、</u> アルツハイマー病 <u>その他の神経変性疾患、脳血管疾患</u> その他の <u>疾患要因に基づく脳の器質的な変化</u> により日常生活に支障が生じる程度にまで 記憶機能及びその他の 認知機能が低下した状態をいう。 (2) 認知症の予防 認知症になるのを遅らせることまたは認知症になっても進行を緩やかにすることをいう。 (2) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。 (<u>3</u>) 事業者 市内で事業を営む個人、法人又は団体をいう。 (<u>4</u>) 関係機関 認知症の人の日常生活及び医療介護に携	参加が想定される機関としています。 <u>③「年齢に関わらず」を追加</u> <u>④認知症の定義を介護保険法施行令第一条の二に合わせる</u> <u>⑤「認知症の予防」を削除</u>	(2回ワ)「認知症」は高齢者のイメージが強いため「若年性認知症」の文言があるほうがはっきりとイメージが沸くのではないか。 ⇒条例では、「若年」「高齢」の区別なく「認知症」として定義している。依然として認知症は高齢者がなると認識している人も少なくないことから、「年齢に関わらず」を追記。 (2回ワ)「予防」を「備え」にした方がしっくりくる。認知症の備えを意識した日常生活を送るために、運動や生活でした方がよいのではないか。 ⇒「予防」を「備え」に変更するため、「予防」の定義を削除。 (2回ワ)地域のグループや団体は医療機関や施設とは違うので別項目で挙げた方がよいのではないか。 ⇒(5)として「地域組織」の定義を追加 (認知症大綱P2)認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、(略)できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現 (認知症大綱P26)認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って(以下略)

富田林市認知症条例(仮称) 検討シート (20220210改訂版) 追加した文言や項目には下線、削除した文言や項目は取消線を引いています。

第3条	基本理念	住会参加をすることがでさる地域をつくること。	◎基本理念の4本柱・権利や尊厳について・知識の普及について・地域づくり(理解・見守り)について	(1回ワ)夫の社会性を維持するためにもおれんじパートナーの会に参加した。続行してほしい。 (1回ワ)地域と施設が地域住民として関りが出来ているのかが大切だと思う。 (1回ワ)仕事はしたいが一般企業では働けない。しかし出来ることもあると思う (アンケート)認知症になったら、「これまでどおり家族と過ごしたい」70.1%、「仕事や趣味を続けたい」53.2%、「友人や知人との付き合いを続けたい」42.9% (2回ワ)認知症の人と家族を「支え」とすることで認知症の人が主体となるのではないか? →「地域共生社会」に包括されるため追記せず。
第 <u>4</u> 条 ī	市の責務	2 市は、前項の実施にあたり、認知症の人やその家族の意見の把握並びに生活課題の調査、分析及び効果検証また、必要に応じて内容の見直しを行い、認知症の人やその家族の立場に立った施策の実施に努めるものとする。 3 市は、その施策の実施状況と効果の検証を行い、必要に応じて内容の見直しを行うものとする。 3 市は、前項を効果的に実施できるよう、認知症の人を含	推進するものとする。(御坊市) ②形式的な会議の開催にとらわれず、自由に意見交換ができる会議を実施していくということで「会議」と明言はしていない。 ③「認知症の人及びその家族」をより一体的な表現になるよう「認知症の人やその家族」に統一 ②認知症の人を含めた会議を開催し、ニーズの把握、認知症	てこれなかった。 (1回ワ)情報はたくさんあるが、あるところに行かなければ手に入れる事が出来ない (1回ワ)認知症に関する情報が不足しており介護者が抱えている問題解決の糸口が見つからない (1回ワ)必要な時に思い出して活用してもらえるような情報発信が課題 (1回ワ)認知症の人の意見を聞かずして制度を進めないで

富田林市認知症条例(仮称) 検討シート (20220210改訂版)

追加した文言や項目には下線、削除した文言や項目は取消線を引いています。

第 <u>5</u> 条	市民の役割	認知症への備えとして、 <u>正しい</u> 知識を <u>深め、持ち、</u> 認知症の 人とともに地域での生活を営むことへの理解を深めるように 努める。	□自ら認知症の予防に努めるとともに→「予防」の条項との整合性 ②認知症の「予防」を「備え」に変更。これに伴い条文を変更。	(1回ワ) 妻が認知症になり介護方法がわからなかった。介護サービスを試行錯誤した (1回ワ) 認知症の人と関りを持つときにどこまで関わって
第 <u>6</u> 条	事業者の役割	事業者は、従業者が認知症に対して、正しい知識を持ち適切な対応が行えるよう、必要な研修の実施及び育成に努めるものとする。 2 事業者は、認知症の人やその家族が日常生活において、安心して必要なサービスや支援を受けることができるように環境の整備に努めるものとする。 3 事業者は、認知症の人が、自らの意思でその能力を活用できるよう、その人の特性に応じた配慮に努めるものとする。 4 事業者は、市、関係機関及び地域組織が実施する認知症施策及び取組みに協力するよう努めるものとする。	□従業員への教育、知識及び技術の維持向上 →就労先の他の従業員への教育や理解 →買い物等で利用する商店やスーパーの店員への教育や対応力の習得 □認知症の人や家族に配慮したサービスの提供 □認知症の人が就労(継続)できる環境づくり □認知症の人の家族が安心して就労できる環境づくり □本人や家族の不安等に気づいたときは相談支援につなぐなど	(1回ワ)デイサービスを利用したが、利用中テンションが高いので精神科で薬をもらうように言われた。今まで歩いていたが歩けなくなった。 (1回ワ)施設や事業者と地域住民の垣根をなくして自由に行き来できることが理想 (1回ワ)作業所の職員が(若年性認知症)の対応に慣れていない。認知症の人ということで一律にサポートするのではなく出来る事とできないことを見極めてほしい
第 <u>7</u> 条	関係機関の役割	関係機関は、認知症に関する専門的な知識と高い対応力を有する人材の育成に努めるものとする。 2 関係機関 <u>は、</u> 相互に連携し、認知症の人の状態 <u>や</u> その家族等の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。 3 関係機関は、 <u>市、事業者及び地域組織が実施する認知症施策及び取組みに協力するよう努めるものとする。</u>		(1回ワ)紫水晶が届いてウン十万円請求された (1回ワ)市内のB型作業所を回り、若年性認知症に対応できる事業所を探した
第 <u>8</u> 条	地域組織の役割	地域組織は、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症に関する理解を深めるとともに、住民相互の支え合い及びコミュニティづくりに積極的に取り組むように努めるものとする。 2 地域組織は、市、事業者及び関係機関が実施する認知症施策及び取組みに協力するよう努めるものとする。	○「地域組織の役割」を追加□「地域組織」は認知症の人やその家族にとって住み慣れた地域の身近な存在である(あってもらいたい)そのような表現を加えたらどうか?	(2回ワ) 「関係機関」とあるが、地域のグループや団体は 医療機関や施設とは違うので別項目で挙げた方がよいのでは ないか。

富田林市認知症条例(仮称) 検討シート (20220210改訂版)

追加した文言や項目には下線、削除した文言や項目は取消線を引いています。

第 <u>9</u> 条	認知症に関する 理解促進・人材育成	識の普及と理解の促進及び人材育成に努めるとともに、必要に応じて、教育機関や職能団体などと協力して取り組むものとする。 2 市は、幅広い世代の市民及び事業者 <u>や地域組織</u> に対して、認知症サポーターの養成の推進及び周知を実施する。	□正しい知識の普及に関する施策 (大府市) □市民の理解の促進 (名古屋市) (世田谷区) □人材育成と正しい知識の普及 (浜田市) (設楽町) □見出しを「認知症サポーター」にしてもよい? ◎第2項に「地域組織」を追加	(1回ワ)自然の中で安全に過ごせる場所が必要。 (1回ワ)施設や事業者と地域住民の垣根をなくして自由に 行き来できることが理想 (1回ワ)認知症でない方への啓発が大切。 (アンケート)認知症のイメージ「ネガティブ」89.6%
第 <u>10</u> 条	認知症 <u>へ</u> の 予防 備え等	得ることが出来るよう努めなければならない。 2 市は、認知症になることを遅らせたり、認知症になって	□認知症の予防に関する施策(大府市)(設楽町) □認知症予防施策(浜田市) □認知症への備え等の促進(世田谷区) □認知症予防等の促進(東浦町) ◎第1項と第2項を入れ替える 認知症の正しい知識や情報を得た後で、その知識や情報を元に認知症になることを遅らせたり、進行を緩やかにする活動をしてもらう。のが流れになることから	(1回ワ) 認知症は早期発見・早期治療が大切 (2回ワ) 「予防」を「備え」にした方がしっくりくる。認知症の備えを意識した日常生活を送るために、運動や生活習慣を意識するとした方がよいのではないか。